一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値に対する許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(8)　一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。㈡及び㈢において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

㈡　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

㈢　振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(9)　［略］

(10)　［略］

二　電磁誘導加熱式調理器

(1)・(2)　［略］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		
許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

［新設］

(8)　［同上］

(9)　［同上］

二　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		
許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］